

名証インベスター・リレーションズ懇談会 会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、名証インベスター・リレーションズ懇談会（略称：名証IR懇談会）と称する。

(所 在 地)

第2条 本会は、名古屋市中区名古屋証券取引所内に事務局をおく。

(目 的)

第3条 本会は、インベスター・リレーションズ（以下、IRとする。）活動の調査、研究、学習を行い、企業のIR情報の適正、適時の開示を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) IR活動の調査、研究、学習のためのセミナー、勉強会、意見交換会等の開催
- (2) IR情報発信のための企業説明会等の開催
- (3) IR活動動向や意識調査のためのアンケート調査の実施
- (4) その他幹事会が承認した事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 名古屋証券取引所の上場会社
- (2) 名古屋証券取引所
- (3) その他幹事会が承認したもの

(入会および退会)

第6条 本会に入会しようとするときは、入会申込書を本会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

2 本会を退会しようとするときは、その旨文書で本会に届出るものとする。

第3章 会員総会

(総会の開催)

第7条 定時会員総会は、毎会計年度終了後3か月以内に、臨時会員総会は必要あるときに開催する。

(総会の決議)

第8条 会員総会は、会員で構成し、決算の承認および会則の変更その他本会の運営に必要な重要事項について決議する。総会の決議は、出席した会員の過半数によるものとする。

第4章 機関

(役員)

第9条 本会には、役員として幹事10名以内ならびに特別幹事各若干名をおき、幹事の構成は、別に定める。

(幹事等の選任および任期)

第10条 幹事の選任は、会員の選挙によるものとし、選挙の方法は、別に定める。

- 2 特別幹事の選任は、幹事会の決議による。
- 3 幹事の任期は、就任後2年以内の会計年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
但し、再任を妨げないものとする。
- 4 増員又は補欠として選任された幹事の任期は、在任の幹事の任期の満了すべき時までとする。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会則で定める事項のほか、本会運営に必要な事項を決定する。

(幹事長および副幹事長の選出)

第12条 本会には、幹事の互選により、幹事長1名をおき、必要に応じて副幹事長若干名をおくことができる。

(幹事長および副幹事長の分掌)

第13条 幹事長は本会を代表し、会務を統括するとともに幹事会の議長となる。

- 2 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に差し支えのある場合は、その職務を代行する。

(会計監事)

第14条 本会には、会計監事若干名をおく。

- 2 会計監事は、幹事会の決議により選任し、その任期は役員の任期と同一とする。
- 3 会計監事は、会計事務を監査し、その結果を定時会員総会に報告する。

(事務局長)

第15条 本会には、事務局長1名をおく。

- 2 事務局長は、幹事会が指名し、本会が別に定める事務局業務を執行する。

第5章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(会 費)

第17条 本会の会費は、年額30,000円とし、毎年2月に納入しなければならない。

付 則

1. なお、名証 I R 懇談会設立呼びかけ人は、本会設立後最初の幹事に就任する。
1. この会則は、平成15年2月6日から施行する。

付 則

1. この改正規定は、平成16年1月16日から施行する。
1. 平成15年に就任していた幹事の任期は、第10条第3項の規定にかかわらず、平成17年1月に開催される定時会員総会の終結の時までとする。

付 則

1. この改正規定は、平成18年1月13日から施行する。

付 則

1. この改正規定は、平成22年2月5日から施行する。

付 則

1. この改正規定は、2023年2月17日から施行する。